

別紙第十

廈門鼓浪嶼共同租界回收實施措置要領

昭和十八年二月二十四日  
大本營政府連絡會議了解

1743

## 第一方針

厦門鼓浪嶼共同租界行政権ノ支那側ニ依ル回收ノ実施ニ付テハ「租界還付及治外法權撤  
廃等ニ関スル日本國中華民國間協定」ノ本旨ニ從ヒ「大東亞戰爭完遂ノ爲ノ外交処理根  
本方針」ノ趣旨ヲ具現スル如ク其ノ措置内容ヲ定ムルモノトシ回收實施ノ時期ハ本年三  
月三十日（國民政府遷都記念日）ヲ目途トス

關係第三國ヲシテ右ニ同調セシム

## 第二要領

措置要領ハ概テ左ニ進據スルモノトス

### 甲、措置内容概定

#### 一、共同租界行政権

- (1) 共同租界行政権ハ協定ニ基キ支那ニ於テ回收スルコトヲ承認セルニ由リ厦門鼓浪嶼  
共同租界土地章程ニ基テ租界行政権ハ總テ支那側ニ於テ回收スルト共ニ工部局ハ之  
ヲ解消スルモノトシ旧租界行政ハ廈門特別市ノ行政組織系統ノ中ニ統合セシムルコト  
同右ニ伴ヒ

(1) 旧工部局職員ハ差當リ支那側ニ於テ引繼ヲ受ケルモノトスルコト

(2) 旧工部局ニ屬シケル一切ノ公共施設並ニ資産負債ハ支那側ニ於テ繼承スルモノトスルコト

(3) 旧工部局ノ文書類ハ支那側ニ於テ引繼ヲ受ケルモノトスルコト

二、不動産ニ關スル權利

旧租界内ニ於ケル土地建物等不動産ニ關スル各國及各國人ノ權利利益ノ享受ヲ確保スル爲所要ノ措置ヲ請スルコト

三、在任者ノ居住、營業、福祉等

(1) 支那側ヲシテ旧租界地域ニ於ケル施設ニ當リ在任者ノ居住、營業及福祉等ニ關シ勘クモ従前ノ程度ヲ維持セシムルコト

(2) 右ニ對應シ旧租界地域内日本人其ノ他治外法權國人ヨリ治外法權ニ基ク課税問題ノ処理ヲ見ルニ至ル迄概テ従来ノ例ニ依ル賦課金額ヲ支那側ニ寄附スル如ク所要ノ措置ヲ講スルコト

乙、支那側トノ細目取極

租界回收實施ニ関シテハ前記甲ニ概定セヨレタル各項ノ趣旨ヲ實現スルコトヲ目的トシ右ノ由支那側ト協議決定ヲ要スルモノニ付細目取極ヲ締結スルコト

丙 第三國關係

關係第三國（佛國 西國 瑞典國 丁 捷國）ヲシテ租界回收承認及實施細目処理ニ付取方ト同一歩調ヲ執ラシムルコト

丁 厦門特別市調整トノ關係

共同租界回收實施ト共ニ國民政府ト厦門特別市トノ關係調整ヲ實行スルコト